

< 本 体 資 料 >

# 1 障害者自立支援法等に係る利用者負担の軽減について

## (1) 平成22年4月の利用者負担の軽減について

障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしているが、応能負担への第一歩として、平成22年度予算案において、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとした。

具体的には、平成22年4月から、所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料とする。

- ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く。）に係る利用者負担
- ② 障害児施設支援（障害児施設医療を除く。）に係る利用者負担
- ③ 補装具に係る利用者負担

また、利用者負担の軽減に関しては、以下の事項に留意されたい。

- ① 今回の利用者負担の軽減においては、特別対策（平成19年4月）又は緊急措置（平成20年7月）において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象とする。

- ② 補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、引き続き、従前と同じ方法により算出して行うこととする。

※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。

- ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出して行うこととする。

※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成されるが、今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料とするものであり、「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。

## (2) 関係政省令・告示の改正について

この利用者負担の軽減を行うため、障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令を改正し、当該政令の本則において、低所得の障害者等の指定障害福祉サービス等及び補装具費に係る負担上限月額を零とするとともに、所要の改正を行う。

なお、今回の利用者負担の軽減に係る政省令・告示の改正については、現在、パブリックコメントを実施中（3月7日まで）であり、3月下旬に公布し、4月1日に施行することを予定している。

### **(3) 住宅借入金等特別税額控除等を受けている場合の「所得割」の取扱いについて**

利用者負担における所得階層を決定する際の市町村民税所得割の額については、現在、地方税法附則第5条の4に規定する住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン特別控除」という。）及び同法第314条の7に規定する寄附金税額控除（いわゆる「ふるさと納税」）の適用を受けている場合、これらの税額控除前の所得割の額で判定することとしている。

このうち、住宅ローン特別控除は、平成11年から平成18年までに入居した者を対象とするものであるが、今回新たに地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が成立し、平成21年から平成25年までに入居した者を対象とする新たな住宅借入金等特別税額控除（以下「新住宅ローン特別控除」という。）が創設されることとなり、この新住宅ローン特別控除は、平成22年度分以降の個人住民税について適用されることとなっている。そこで、利用者負担における所得階層を決定する際の市町村民税所得割の額については、住宅ローン特別控除等と同様に、この新住宅ローン特別控除の適用を受ける場合、この税額控除前の所得割の額で判定することとするので、必要な対応をよろしく願います。

### **(4) 今回の利用者負担の軽減に係る事務取扱い等について**

今回の利用者負担の軽減に係る事務取扱いについては、すでに1月22日付けで「障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き」の改訂案を、2月23日の事務連絡によりQ&Aをお示ししているところである。また、本日の会議資料として、1月22日にお示しした手引きの修正版をお渡ししているので、遺漏なく事務処理を進めていただくようお願いする。（関連資料1（39頁））

## **2 新体系サービスへの移行等について**

### **(1) 新体系サービスへの移行について**

障害のある方が地域で安心して暮らすためには、施設中心のこれまでのサービスの在り方から、地域生活中心の新たなサービスへと変えていく必要がある。また、地域生活への移行を進めていくためには、24時間を同じ施設の中で過ごすのではなく、日中の活動の支援と居住の支援を自分で組み合わせ利用できるよう「昼夜分離」を進め、障害のある方が自分の希望等に応じて、複数のサービスを組み合わせ利用することが望ましい。

現行の障害者自立支援法においても、これまでの施設中心のサービス体系（旧体系サービス）から、利用者が選択できる昼夜分離のサービス体系（新体系サービス）へと再編したところであり、国としては、事業者の新体系サービスへの移行を支援するため、

- ① 新体系サービスに移行した際に、収入の増を図ることができるよう、

手厚いサービスの提供に応じた報酬額や各種加算を設定すること

※ 事業の収支差率をみると、新体系サービス事業者の方が旧体系サービス事業者よりプラスの位置に多く分布（平成20年経営実態調査）（関連資料2（82頁））

- ② 新体系サービスへの移行後、想定より利用者数が確保出来なかったこと等により収入が減少した場合に、移行前の報酬水準との差額を助成すること
- ③ 新体系サービスで必要となる改修・増築工事費や生産設備費等を助成すること

等の措置を講じているところである。（関連資料3（83頁））

この結果、平成21年10月1日現在、旧体系サービス事業者の新体系サービス事業者への移行の割合（移行率）は全国平均で45.4%となっており（関連資料4（84頁））、全体としては、新体系サービスへの着実な移行が進んでいる。

（参考）障害種別の新体系サービス移行率（平成21年10月1日現在）

・ 身体障害分野	50.6%	} 平均45.4%
・ 知的障害分野	42.6%	
・ 精神障害分野	50.9%	

ただし、移行率をサービス種別毎にみると、身体・知的・精神の小規模通所授産施設の新体系移行がそれぞれ70%を超えている一方で、知的障害者通所寮（移行率22.2%）や精神障害者生活訓練施設（移行率22.5%）、精神障害者福祉ホームB型などは低調となっている。

このため、平成21年4月の報酬改定において、知的障害者通所寮及び精神障害者生活訓練施設の移行先として想定している宿泊型自立訓練について、日常生活の支援や地域移行の情報提供等を強化した場合を評価する各種加算を創設するとともに、標準利用期間の1年から2年への延長、さらには宿泊型自立訓練と同一敷地内での日中活動サービスの利用を可能とするなどの改善を図ったところである。また、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業（以下「基金事業」という。）においても、精神障害者生活訓練施設や精神障害者福祉ホームB型が、新体系への移行準備のために必要な職員の確保や既に移行している事業所への視察等を行った場合の助成を行う「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」（平成22年度まで）を創設したところである。各都道府県におかれては、適宜、平成21年4月の報酬改定における改善の周知や、「精神障害者生活訓練施設等移行促進事業」の活用等を行いつつ、知的障害者通所寮等が速やかに新体系サービスに移行するよう、適切な指導等をお願いする。

現在、内閣府に設置されている「障がい者制度改革推進会議」において、障害者自立支援法に代わる新たな総合的な福祉法制の議論がなされており、障害福祉サービスの在り方についても論点の一つとされているところであるが、新体系サービスへの移行支援については、平成22年2月15日の衆議

院予算委員会における厚生労働大臣の「移行を後押しして進めていく」との答弁のとおり（関連資料5（85頁））、引き続き進めていくこととしている。

各都道府県におかれては、新体系サービスへの移行支援策の周知を図っていただくとともに、基金事業を活用して事業者に対する個別のコンサルテーションを実施する等、新体系サービスへの移行支援を引き続き行っていただきたい。

## （2）移行時運営安定化事業の取扱いの周知について

基金事業である移行時運営安定化事業については、新体系サービスへの円滑な移行を促進するため、旧体系サービス事業所が新体系サービスへ移行した場合、移行前の報酬水準との差額を助成するものとして平成21年10月から実施している。（関連資料6（86頁））

本事業を適用する際の移行前後の報酬水準の比較の取扱いについては、地域移行を進めていく観点から、旧体系の入所施設が入所定員を減らしてグループホーム等の複数種の新体系サービスに移行する場合を想定し、従来の敷地以外において新体系サービスを展開する場合についても合わせて一つの移行先として捉えることにより、地域移行を進める事業者の支援を図ることとした。

具体的な取扱いについては、「移行時運営安定化事業の実施について」（平成21年11月2日付け事務連絡）にお示ししているところであるので、都道府県におかれては本事業の趣旨をご理解の上、事業者等に再度周知を図られたい。

なお、事業運営安定化事業（いわゆる「9割保障」事業）における旧体系サービスから新体系サービスへの移行時の報酬額の比較の取扱いについても、平成22年4月から、移行時運営安定化事業の取扱いと同様とすることとし、事業運営安定化事業の事務処理要領を一部改正する予定であるので、併せて市町村等に周知いただきたい。（関連資料7（87頁））

## （3）基金事業の有効な活用について

基金事業においては、地域移行を進めるための様々なメニューが用意されているが、地域の実情により既存のメニューでは必ずしも十分には対応できないニーズに対しては、「その他の障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業」（いわゆる「都道府県提案事業」）として必要な事業を実施することが可能であるので、その活用についても積極的に検討されたい。

なお、この都道府県提案事業に関して、北海道から、入所施設の整備率が全国平均と比較して2倍という道内の実情を踏まえ、障害者の地域生活移行に向けた強力な支援策を講じるため、「入所施設事業転換促進事業」が提案され、今年度、採択された。（関連資料8（90頁））

この「入所施設事業転換促進事業」とは、入所施設自らが地域の関係者と

連携して組織した協議会において、施設機能の地域開放の視点に立った事業転換計画の策定を行い、入所施設機能を居住系・日中活動系などの在宅生活支援事業に転換させることにより、入所施設の地域移行（入所定員削減）と地域の支援基盤の整備の双方を推進しようとするものであり、他の都府県におかれても参考にされたい。

### 3 福祉・介護人材の処遇改善事業の活用等について

#### (1) 福祉・介護人材の処遇改善事業について

##### ① 申請勧奨について

障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、福祉・介護人材の処遇改善は極めて重要な課題である。

このため、平成21年4月に「良質な人材の確保」などを基本的な視点として行ったプラス5.1%の報酬改定に加え、確実に処遇改善を図るため、平成21年10月から福祉・介護人材の処遇改善事業を実施している。

本事業の申請率については、事業開始直後の平成21年10月8日時点においては42%であったが、直近の12月末時点集計では69%となっており、着実に伸びているところである。しかし、介護職員処遇改善交付金（介護保険制度）の申請率が80%であることに比べると低く、また、各都道府県別の申請率を見ると、介護職員処遇改善交付金に比べて、ばらつきが大きい。（関連資料9（91頁））

（参考）申請率の最高値と最低値（平成21年12月末時点）

- ・ 障害分野 最高：滋賀県 85% 最低：岐阜県 49%
- ・ 介護分野 最高：山形県 90% 最低：宮崎県 71%

申請率の高い都道府県においては、

- ・ 事業者に対する制度周知の徹底
- ・ 未申請の事業者に対する申請勧奨
- ・ 申請事務の負担軽減を図る支援

といった取組を複数組み合わせて行っているところが多く（平成22年1月15日全国厚生労働関係部局長会議社会・援護局障害保健福祉部資料参照）、また、現在、各都道府県においては平成22年度分の申請受付が行われているところであるが（関連資料10（92頁））、前年度に申請をしていた事業者に対する入念的なお知らせや、未申請の事業者に対する申請勧奨を実施している都道府県もある。

各都道府県におかれては、こうした事例を踏まえつつ、引き続き申請率向上に向け一層の取組をお願いします。

なお、平成22年度の申請手続については、「平成22年度の福祉・介護人材の処遇改善事業に関する取扱いについて」（平成22年2月23日付け

事務連絡)に基づき、平成22年2月サービス提供分からの本事業の申請  
手続を2月中に行なわなかった事業者においても、3月中に申請手続を行え  
ば、特例的に2月サービス提供分に遡及して助成金を支払う取扱いとした  
ところであるので、管内事業者に対して周知徹底を図っていただくよう  
願います。

## ② キャリアパス要件等について

平成22年度以降の本事業の助成に当たっては、介護職員処遇改善交付  
金と同様、事務処理要領において、現行の交付要件に加えて、勤務シフト  
の改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等といった賃金以外の  
改善を含めた要件を課すほか、キャリアパスに関する要件を追加すること  
としている。これらの要件を満たさない場合は、本事業に係る助成金の額  
を減額することを予定しているが、その適用時期については、労使交渉(一  
般的には4月以降)等の時期も踏まえ、現場の混乱のないよう周知期間等  
を設けることとしている。

これに関しては、先般、障害福祉関係団体とのキャリアパス等に関する  
意見交換を目的に開催した「福祉・介護職員のキャリアパス等に関する懇  
談会」(平成22年1月開催)を開催したところであるが、この懇談会に  
おいて、キャリアパスに関する要件につき、人事や労務管理、研修体系等  
を再整備する良い機会との意見のほか、

- ・ 小規模事業者にも対応できる要件とすべき
  - ・ 事業者の自主性を尊重できる最低限備えるべき要件とすべき
- 等の意見も頂いたところである。

今後、上記の意見や介護職員処遇改善交付金の検討結果を踏まえつつ、  
キャリアパスに関する要件等について検討を進めることとしている。

### 【参考】介護職員処遇改善交付金におけるキャリアパス要件

(全国厚生労働関係部局長会議(平成22年1月15日)老健局資料から)

本要件(キャリアパス要件等)の取扱いについては、現在、検討を進め  
ているところであるが、

- ① 適用時期について、労使交渉の時期(一般的には4月以降)等も踏ま  
え、現場の混乱のないよう周知期間等を設ける
- ② 手続きについて、平成22年度の申請手続後にキャリアパス要件等の届  
出が必要であるが、可能な限り簡素化を図る等の一定の配慮を行うこと  
を予定している

## ③ 事業の運営に当たって留意すべき事項について

本事業については、昨年10月、都道府県を通じて未申請の事業者に  
対するアンケート調査を行ったところであるが、この調査結果などを受け

て、以下のとおり、本事業の運営に当たって留意すべき事項をまとめたので、各都道府県におかれては、これらを踏まえつつ、本事業の適切な運営に当たられたい。

#### **ア 平成24年度以降の取扱い**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約15%の事業者が「平成24年度以降の取扱いが不明であること」を挙げていたところであるが、厚生労働大臣から、「平成24年度以降についても、介護職員の処遇改善に取り組む」（平成21年10月14日）旨の方針が示されているところであるので、各都道府県におかれては、管内事業者に対して、その旨の周知をお願いする。

また、本事業による処遇改善の方法について事業者の判断に委ねられているところであるが、厚生労働大臣から、恒常的な処遇改善に資するよう「できる限り月々の給与に上乘せする形で支払っていただくようご検討いただきたい」（平成22年1月23日）旨の発言があり、「介護職員処遇改善交付金に関する厚生労働大臣の発言要旨及び福祉・介護人材の処遇改善事業に関する協力依頼について」（平成22年2月2日付け事務連絡）により、障害福祉関係団体に対し、その旨をお伝えしたところであるが、各都道府県におかれても、管内事業所に対して、その旨の周知をお願いする。

#### **イ 助成の対象職種について**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約23%の事業所が「対象職種の範囲がいわゆる直接処遇職員に限定されていること」を挙げていたところである。これに関して、事務職員や医療職（看護職員等）などの対象外職種であっても、対象職種の職員として兼務している実態がある場合には、常勤換算数に算入し、助成対象に含めて差し支えないので、各都道府県におかれては、管内事業者に対して、その旨の周知をお願いする。

#### **ウ 事務の簡素化について**

アンケート調査結果によると、本事業に係る申請を行わない理由として、約17%の事業者が「事務作業が煩雑であること」を挙げていたところである。これに関して、各都道府県におかれては、これまでもお願いしてきたとおり、実績報告書などの添付資料について必要最小限の範囲に留めるなど、引き続き事務の簡素化をお願いする。

#### **エ 年度途中で新体系サービスに移行した事業所の取扱い**

年度途中において旧体系サービスから新体系サービスに移行した事業所については、指定障害福祉サービス事業所として新たに指定を受けることになることから、本事業の助成対象事業所としての変更届も必要となる。この変更届の手続が行われなかった場合は、助成金の算定が承継されないため、各都道府県におかれては、該当する事業所に対する注意喚起をお願いする。

## **(2) 介護雇用プログラムについて**

厳しい雇用失業情勢が続く中においても、介護分野における求人、ニーズは高く、資格を有する労働力を確保・育成することが急務となっている。

このため、緊急雇用対策（平成21年10月23日策定）において、養成機関での受講時間も含めて給与を得て、働きながら介護資格を取得する「介護雇用プログラム」を新たに創設したところであり、「『働きながら資格をとる』介護雇用プログラム』の積極的推進及び居宅介護従業者養成研修課程における研修課程の一部免除規定の積極的な活用について」（平成21年11月16日職業安定局地域雇用対策室、社会・援護局福祉基盤課、同障害保健福祉部障害福祉課、政策統括官付労働政策担当参事官室連名事務連絡）により、障害福祉関係施設も同事業の対象とされているところである。（関連資料11（93頁））

昨年12月末時点で、今年度中に開始される介護雇用プログラムの取組状況は、29都道府県で約2,200人分となっている。

介護雇用プログラムの実施により、各事業者においては、資格を有する介護労働力を確保することが可能となり、地域における介護サービスの質、量を引き上げることができるため、平成21年度第2次補正予算において、介護雇用プログラム分も含めて雇用創出の基金が積み増しされたところであるので、今年度実施していない都道府県におかれても、来年度の実施に向けて、事業化を図っていただきたい。

## **(3) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査について**

本調査については、平成21年4月に実施した報酬改定が障害福祉サービス等従事者の処遇改善につながっているかどうかを調査・分析し、報酬改定の事後的検証を行うことを目的として実施したところであり、今年度中に調査結果を公表する予定であるが、平成22年度においては、月次比較に変えて年度比較による調査を行うこととし、平成21年度の収支状況等についても併せて把握することとしている。

また、障害福祉サービス事業所等の経営実態と制度の実施状況を把握することを目的とした「障害福祉サービス等経営実態調査」については、平成22年度及び23年度の2か年にわたり実施することとし、平成22年度は調査設計から調査表の発送までを行う予定であるのでご了知いただきたい。

## **4 障害者虐待防止対策等について**

### **(1) 障害者（児）福祉施設における人権侵害の防止等について**

障害者（児）施設における人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところである。以下の事項に留意の上、管内社会福祉法人、障害者（児）施設に対する指導監督に万全を期されたい。

## ① 人権侵害の防止等について

今年度において、利用者に対する性的虐待等を理由に指定の効力の一部停止（新規利用者の受入停止）の処分を行った事例や、職員による児童への体罰行為を理由に改善勧告の処分を行った事例が発生しているところであるが、障害者（児）の人権が擁護され適切な支援がなされるべき施設において、このような事件が起きることは極めて遺憾であり、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる同種施設までもが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

都道府県等におかれては、このような事件を未然に防止するため、「障害者（児）施設における虐待の防止について（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参考に適切に対応されたい。特に、虐待に関する情報を得たときは、速やかに虐待を受けた障害者（児）の保護、施設内の調査を行い、虐待の事実が確認された施設に対しては、改善命令、事業停止、許可取消等の厳正な対応を執られたい。

また、社会的に許容されない事案が発生した場合は、速やかに事実関係及び発生原因の究明を行うとともに、特別監査を実施し当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、内容によっては、刑事告発の可否についても検討されたい。

加えて、改正児童福祉法（平成21年4月施行）により、被措置児童等虐待の防止に関する事項が盛り込まれ、被措置児童等の権利擁護を図るための仕組みが整備されたところである。都道府県におかれては、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発0331002号、障発0331009号雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき、被措置児童等の虐待対応に関して、児童福祉主管部局など関係部局との連携体制の整備を図ることを願います。

## ② 苦情解決の取組について

### ア 事業者段階における取組について

障害者（児）施設の最低基準において、利用者等の権利擁護の観点から、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

利用者が苦情を申し出られない事態が、結果として権利侵害に至り得ることを考えた場合、苦情解決の仕組みは利用者の権利を擁護する上できわめて重要な位置を占めるものである。

各都道府県におかれては、各施設において苦情解決の仕組みが整えられることはもとより、障害者（児）やその家族には、支援を受けている施設への遠慮から直接苦情を言いにくいという指摘があることから、都道府県、市町村、児童相談所などの行政相談における苦情の受付、都道

府県社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情解決制度の活用などの周知を図られたい。

#### イ 運営適正化委員会における苦情解決の取組について

運営適正化委員会については、利用者と事業者の双方で話し合っても解決できないようなケースの解決のあっせん等を行うため、都道府県社会福祉協議会内に設ける組織である。

したがって、運営適正化委員会は公平性・中立性の確保や迅速な事務の執行が求められるところであり、事務局長その他の事務職員の専任化や相談技術の向上に努めるとともに、苦情解決合議体は最低2か月に1回以上開催されるよう標準的な処理期間を公表することや、第三者委員向けの研修会を積極的に実施することが重要である。

各都道府県におかれては、主管課と連携し、都道府県社会福祉協議会に対する必要な指導をお願いしたい。

#### ③ 障害者（児）施設のサービスに関する第三者評価について

第三者評価については、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質を、公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、評価を受けた事業者が第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とした事業である。

障害者（児）施設においても、そのサービスの質を担保し、サービスの透明性を高め、不祥事防止を図る観点から、積極的に第三者評価を活用することが重要であるが、受審が進んでいない都道府県も見受けられる。

各都道府県におかれては、都道府県レベルの推進体制整備の促進を図るとともに、管内施設に対して、第三者評価の受審を促すようご指導願いたい。

(参考) WAMNET福祉サービス第三者評価情報システム

福祉医療機構の「WAMNET」において、都道府県推進組織が評価結果を記録することや、WAMNET閲覧者が、施設の名称、所在地、種類等で評価結果を検索することが可能

#### (2) 障害者虐待防止対策支援事業について

障害者に対する虐待については、従来より数々の事件が報告されており、虐待の未然防止と再発防止が重要な課題となっている。虐待は個人の尊厳を踏みにじる行為であり許されるものではなく、障害者の人権が擁護されるよう適切な支援が必要であることから、厚生労働省としては、平成22年度予算案に「障害者虐待防止対策支援事業」等を盛り込み4.7億円を計上したところである。

本事業は、以下の事業の中から地域の実情に応じて組み合わせて実施することとし、基本的には都道府県を実施主体とするが、事業の全部又は一部を

市区町村又は社会福祉法人等に委託又は補助して実施できるものとする予定である。(関連資料12(94頁)及び関連資料13(95頁))

各都道府県におかれては、障害者に対する虐待の防止等を図るため、本事業の積極的な活用をお願いします。

### ① 地域協力体制整備事業

障害者に対する虐待の防止や早期発見、虐待発生時の迅速な対応を行うため、地域の実情に応じて、家庭訪問や相談窓口の強化、一時保護のための居室の確保等を組み合わせて実施することにより、地域における障害者虐待に関する協力体制の整備を図る。

### ② 障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の職員に対して障害者虐待の防止や障害者の権利擁護についての啓発を図るとともに、市町村等の相談窓口職員の専門性の強化を図る研修を実施する。

なお、本研修については、国において実際に上記の研修を担う講師等に対する研修を予定しており、その内容を踏まえて各都道府県において研修を実施していただくこととなるが、その詳細については後日お示しする。

### ③ 専門性強化事業

#### ア 医学的専門性の強化

都道府県は、管轄内の医療機関又は医師等を協力医療機関等とする等により、医学的判断・治療が必要となる事例について、心身の治療の必要性や医療的ケアの方法等についての専門的助言を得る。

#### イ 法的専門性の強化

都道府県は、障害者の虐待について、家族、障害福祉サービス事業者又は雇用主等に対して法的な対応が必要となった場合に、弁護士等の法律の専門家から専門的助言を得るとともに、司法的な対応が必要となった場合の対応についての協力を得る。

#### ウ 有識者との連携による事例分析等

都道府県は、障害者の虐待問題に関係の深い相談支援専門員等の有識者と連携し、個別の対応について専門的助言を得るとともに、実際に起きた障害者虐待について、今後の対策のための事例分析を行う検討会等を開催する。

### ④ カウンセリング体制強化事業

都道府県は、精神科の医師等と連携し、虐待を受けた障害者や虐待を受けたおそれのある障害者、虐待を行った者等に対して心理的側面からのケアを行う。